

○農林水産省告示第千八百八十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、令和八年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から令和九年九月三十日までには収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに令和八年一月一日から十二月三十一日までには植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしよ及びかんしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

令和七年十二月十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき四、五四〇円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（以下「免税事業者」という。）に対するものにあつては、四、八一〇円）
- 二 さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき一六、〇一〇円（免税事業者に対するものにあつては、一六、八六〇円）
- 三 でん粉の製造の用に供するばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価 一、〇〇〇キログラムにつき一四、〇一〇円（免税事業者に対するものにあつては、一四、九八〇円）
- 四 でん粉の製造の用に供するかんしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品 種	単 価
アリアケイモ、コガネセンガン、コガネタイガン、こないしん、コナホマレ、こなみずき、なみらい、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ、みちしずく及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき三四、八七〇円 （免税事業者に対するものにあつては、三五六〇円）
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき三一、一三〇円 （免税事業者に対するものにあつては、三二一五〇円）

(備考)

- 1 第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度(以下単に「糖度」という。)が一五・七度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上一五・七度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一五・七度を〇・一度下回ることにより六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一五・七度を超過するてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一五・七度を〇・一度上回ることにより六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。
- 2 第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一三・一度を〇・一度下回ることにより一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超過するさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあつては糖度が一四・三度を〇・一度上回ることにより一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。
- 3 第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率(以下単に「でん粉含有率」という。)が一八・八パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ(以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。)について適用し、でん粉含有率が一八・八パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあつてはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント下回ることにより六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一八・八パーセントを超えるでん粉原料用いも交付金の単価にあつてはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント上回ることにより六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。